

北九州市物品等供給契約にかかる減価採用基準

(昭和47年12月9日財務部長決裁)

物品等供給契約の検収にあたり、検査の結果納入物件の一部にきず（仕様違反を含む。）等があり、使用上支障がないため、北九州市契約規則第37条の規定により減価採用の適用が考えられるときは、この基準により減価額の認定を行うものとする。

1 仕様違反の場合

(1) 物件の価値に変動がないとき、またはその価値の増減を判断し難いとき

原則として仕様違反分にかかる契約金額の2%をペナルティとして減価する。ただし、仕様違反が重複するときは、5%を限度としてその割合を決定し、減価する。

(2) 物件の価値が減じたとき

価値の減じた分の差額や仕様変更により、業者の得た利益分を算出して(1)に加算する。

また、故意や悪質な仕様違反は、仕様どおりの物件への取替必要経費を積算して

(1)に加算する。

(3) 物件の価値が増したとき

あらゆる面から検討して、増価が明らかで、市にとって有利になると判断されるときは、特別決裁をとって減価せずに合格とすることができる。

2 欠換商品の場合

納入物件にきずや仕上り不良等のある場合は、その程度により双方協議（叩き合い）の上、減価額を決定する。

3 事由重複の場合

1、2の事由が重複するときは、双方を加算する。

4 その他

上記により算定した結果、減価額が契約金額の10%をこえることとなるときは、原則として不合格とする。ただし、必要止むを得ないときは、この限りでない。

付 則

この基準は、昭和47年12月9日から施行する。

付 則

この基準は、昭和55年4月1日から施行する。